

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
(住宅支援資金) 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が定めるさいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱及びさいたま市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業事務取扱要領に基づき、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）（以下「住宅支援資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) さいたま市内に住所を有していること。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること又は同等の所得水準にあること。ただし、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。
- (3) 「さいたま市ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成23年4月1日施行）」に基づく自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の策定を受けていること。
- (4) 現に就業していない者については、貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者については、貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き、就業を継続する意思があること。

(貸付人数)

第3条 貸付人数は、予算の範囲内で決定する。

(貸付期間及び金額)

第4条 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12月の範囲内で貸し付けるものとする。

2 住宅支援資金の貸付金額は、入居している住宅の家賃の実費（管理費及び共益費を含む。以下「家賃額」という。）とする。ただし、貸付金額の上限は月額4万円とする。

3 住宅支援資金の貸付金額は、他制度による支援等を受ける場合には、家賃と他制度による支援を受ける額の差額を上限とし、貸し付けるものとする。

(貸付利子)

第5条 貸付利子は、無利子とする。ただし、借受人が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日まで

の期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項に規定する「正当な理由」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 借受人及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の非課税者であるとき。
- (3) 借受人及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき。
- (4) 納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受人自身の責めに帰しないと認められるとき。
- (5) その他、さいたま市長が正当な理由として認めるとき。

（事前相談）

第6条 住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、貸付けの申請を行う前に、さいたま市長に対し、住宅支援資金に関する相談（以下「事前相談」という。）の申込みを行うものとする。

2 さいたま市長は、前項に規定する事前相談において、貸付要件や就労意欲等、住宅支援資金の貸付けに関し必要な事項の確認を行うものとする。

（貸付けの申請方法）

第7条 住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、プログラムの策定をしているさいたま市を通じて次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
- (2) プログラムの写し
- (3) 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (4) 賃貸借契約書など家賃額（月額）及び契約者が分かる書類の写し
- (5) 家賃について他制度による支援を受けている場合は、支援を受けている額が分かる書類の写し
- (6) その他、貸付可否の決定にあたり会長が必要と認めるもの

（貸付けの決定及び通知）

第8条 会長は、貸付けの申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 貸付承認の決定を受けた者は、貸付契約の締結をするため速やかに借用証書を会長に提出するものとする。

(貸付方法)

第9条 貸付けは、本会と貸付対象者との契約により行うものとし、貸付金は原則として1月ごとに交付するものとする。

- 2 初回の貸付金は、貸付契約を締結（会長が借用証書を受領）した日の属する月の翌月15日に借受人名義の口座へ振込むものとする。ただし、その日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込むものとする。（以下同じ。）
- 3 2回目以降の貸付金は、プログラムの状況や家賃額等の変更の有無を確認したうえで翌月15日に借受人名義の口座へ振込むものとする。

(貸付けの辞退)

第10条 会長は、貸付けの申請をした者又は貸付けの決定を受けた者が、貸付契約を締結する前に貸付けを辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

(貸付金額の変更)

- 第11条 借受人は、貸付期間中に家賃額の変更、住居確保給付金などの利用決定又は利用内容の変更に伴い家賃の自己負担額に変更が生じた場合は、家賃額の変更などを証明する書類を添付の上、会長に貸付金額の変更申請を行わなければならない。ただし、家賃の自己負担額が増額になった者のうち、既に貸付金額の上限である月額4万円の貸付決定を受けている者又は貸付金額の増額を希望しない者については、この限りではない。
- 2 会長は、貸付金額の変更申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付金額変更の可否を決定するものとする。
 - 3 会長は、貸付金額変更の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 4 貸付金額の変更に伴い、既に貸し付けた貸付金額に過不足が生じた場合は、次回の貸付金の交付時に調整するものとする。ただし、既に貸し付けを終えている者については、別途追加貸付又は返還の手続きをとるものとする。

(貸付契約の解除)

第12条 会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除するものとし、借受人に通知する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- (3) 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (4) その他住宅支援資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸付けの停止)

第13条 会長は、借受人が貸付期間中に市外転居又は婚姻等によりプログラムが終了となったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の交付を停止するものとし、借受人に通知する。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第12条第1項第2号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 出産休暇及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育休法」という。)に規定する育児休業を取得する場合

(2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合(ただし、連続1月以上の取得であって、時間取得でないものに限る。以下同じ。)

(3) 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合

(4) その他雇用が継続している場合であって、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合

3 借受人が、やむを得ない事由により就業できなかったが、就職のために次に定める求職活動を行っている場合、又は一旦離職したが、再就職のために次に定める求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長6月間(離職、就職を繰り返す等により、求職活動期間が複数となる場合、それぞれの求職期間を通算して6月以内とする。)とする。

(1) 月1回以上求人への応募を行った場合

(2) 以下の就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

ア 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関(民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等

イ 公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方公共団体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等であって、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等でないもの

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施

設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

- 4 会長は、返還債務免除の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 5 会長は、返還債務免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 会長は、借受人の返還債務の免除が決定したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(貸付金の返還)

第15条 借受人は、次のいずれかに該当する場合には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の月数の2倍に相当する期間（第16条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
 - (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (4) 提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないとき。
- 2 返還は、月賦又は半年賦の均等払いの方法（前項第4号に該当する場合の返還は、月賦の均等払いの方法による。）によるものとする。ただし、借受人がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。
- 3 会長は、借受人等から貸付金の返還があったときは、その旨を通知するとともに返還が完了したときは借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第16条 会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間は、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第12条第1項第2号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 第14条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他のやむを得ない事由があるとき。
 - (3) その他会長が必要と認めるとき。
- 2 前項第2号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」は、次のいずれかに該当する場合をいい、各場合において返還債務の履行が猶予される期間は以下に定めるとおりとする。ただし、第6号から第9号までに該当する猶予期間については、第14条第1項第1号に規定する業務に従事したとはみなさない。なお、第9号に該当する場合については、返済額の一部の猶予についても認めるものとする。

- (1) 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
 - ・出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（ただし、育休法第5条

第3項で定める者にあつては1歳6か月に達する日とし、同法第5条第4項で定める者にあつては2歳に達する日とする。)の属する月までの間

- (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る。）
 - ・介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
- (3) 病気休職等により、療養する必要があると認められる場合
 - ア 病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
 - イ 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- (4) その他雇用が継続している場合であつて、災害、疾病、負傷と同様に療養する必要があると認められる場合
 - ・療養する必要があると認められた期間
- (5) やむを得ない事由により就業できなかったが、第14条第3項第1号及び第2号に規定する求職活動を行っている場合、又は一旦離職したが、第14条第3項第1号及び第2号に規定する求職活動を行っている場合
 - ・求職活動期間。ただし、6月を超えないものとする。
- (6) 出産・育児のため第14条第1項第1号に規定する従事先を退職し、出産後、第14条第1項第1号に規定する業務への再就職を希望する場合
 - ・妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間
- (7) 疾病・負傷等のため療養する必要がある、第14条第1項第1号に規定する従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、第14条第1項第1号に規定する業務への再就職を希望する場合
 - ア 疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
 - イ 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
 - ウ 上記ア及びイの期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記ア及びイの期間が満了した日から1年間を超えることができない。
- (8) 就職先内定後、就職待機中の場合
 - ・内定後待機期間中。ただし、1年を超えないものとする。

(9) 次のアからカまでのいずれかに該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいないひとり親家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき。

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき。

・ 1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

4 会長は、返還債務履行猶予の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。

5 会長は、返還債務履行猶予の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

6 第1項第1号により返還債務の履行猶予を受けている者にあつては、当該返還猶予期間中は、当該業務に継続して従事していることを会長に対して届出なければならない。

7 会長は、返還猶予者から前項の届出がない場合は、返還債務履行猶予を取り消すことができるものとする。

8 返還猶予者は、返還猶予の事由が消滅した場合は、その旨を会長に届出なければならない。

(返還債務の裁量免除)

第17条 会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）の返還の債務を当該規定に定めるそれぞれの範囲において免除できるものとする。ただし、第12条第1項第2号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 死亡又は障害により貸付金を返還できなくなったとき。

・ 返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した日から5年以上経過したとき。

・ 返還債務の額の全部

2 会長は、返還債務の裁量免除申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。なお、裁量免除を行うに当たっての妥当性については、さいたま市長の承認を受けるものとする。

3 会長は、返還債務の裁量免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(借受人の届出義務)

第18条 借受人(借受人が死亡した場合は法定相続人)は、次のいずれかに該当する場合、速やかに会長に届出なければならない。

- (1) 従事先が決定したとき。
- (2) 住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- (3) プログラムが終了となったとき又はプログラムを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 第10条又は第12条の規定に該当することとなったとき
- (6) 家賃額に変更があったとき。
- (7) 住居確保給付金などの利用が決定又は利用内容に変更(支給金額の変更、支給期間延長、支給中止・停止・中断・再開)があったとき。
- (8) 第14条第1の規定に該当することとなったとき。
- (9) 第14条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき、従事先を変更したとき、休職したとき、復職したとき又は辞めたとき。

(手続未済者への通知)

第19条 会長は、住宅支援資金の貸付けが終了若しくは契約解除され、又は第16条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、貸付金の返還、返還債務の当然免除又は返還債務の履行猶予に関する書類を提出しない借受人(借受人が死亡した場合は法定相続人)に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知するものとする。

- 2 会長は、第12条のいずれかに該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人(借受人が死亡した場合は法定相続人)に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知するものとする。

(最終確認書の送付)

第20条 前条第1項による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人(借受人が死亡した場合は法定相続人)に対しては、提出期限を定めて、住宅支援資金貸付の手続に関する最終確認書を送付するものとする。

- 2 会長は、前項による最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人(第16条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。)に対し、第15条の規定による住宅支援資金の返還について決定し、通知するものとする。

(借受人等の調査)

第21条 会長は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金)の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) プログラムを策定したさいたま市
- (2) 第16条第1項第1号に規定する返還猶予の承認を受けた者の従事先
- (3) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 借受人の現住所
- (2) プログラムの進捗状況
- (3) 第14条第1項第1号に規定する業務の従事に関する状況
- (4) その他必要と認める事項

(様式)

第22条 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）を実施する上で必要な様式については、別表のとおりとする。

(委任)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

(別表 第22条関係)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
	2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付額変更申請書
貸付決定	3	ひとり親家庭住宅支援資金貸付承認決定通知書
	4	ひとり親家庭住宅支援資金貸付不承認決定通知書
	5	ひとり親家庭住宅支援資金貸付借用証書
	6	ひとり親家庭住宅支援資金貸付額変更承認決定通知書
	7	ひとり親家庭住宅支援資金貸付額変更不承認決定通知書
返還	8	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還計画申請書
	9	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還通知書
	10	ひとり親家庭住宅支援資金貸付受領通知書
貸付辞退 契約解除 停止	11	ひとり親家庭住宅支援資金貸付辞退届
	12	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除届
	13	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除通知書
	14	ひとり親家庭住宅支援資金貸付停止通知書
返還猶予	15	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予申請書
	16	ひとり親家庭住宅支援資金貸付求職活動状況報告書
	17	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予承認通知書
	18	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予不承認通知書
	19	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予事由消滅届
返還免除	20	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還免除申請書
	21	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還免除承認通知書
	22	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還免除不承認通知書
届出	23	ひとり親家庭住宅支援資金貸付現況届
	24	ひとり親家庭住宅支援資金貸付異動届
	25	ひとり親家庭住宅支援資金貸付業務従事届
	26	ひとり親家庭住宅支援資金貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届
	27	ひとり親家庭住宅支援資金貸付死亡届
	28	ひとり親家庭住宅支援資金貸付口座変更届
書類不備	29	ひとり親家庭住宅支援資金貸付手続未済通知書
	30	ひとり親家庭住宅支援資金貸付の手続きに関する最終確認書
返還完了	31	ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還完了通知書